

情報公開条例

平成12年3月28日 条例第6号
平成28年3月23日 最終改正

情報公開条例をここに公布する。

情報公開条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 公文書の公開（第4条―第16条）

第3章 審査請求

第1節 諮問等（第16条の2―第19条）

第2節 審議会の調査審議の手續（第20条―第20条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第28条―第31条）

第5章 雑則（第32条―第39条）

附則

県が保有する情報の公開は、県民の県政への参加を促進し、公正で透明な県民に開かれた県政を実現するために不可欠なものであり、本県ではこれまでから、その積極的な推進に努めてきたところである。

いま、本格的な地方分権と公民協働の時代を迎え、情報公開の重要性はますます高まってきており、成熟社会にふさわしい兵庫の新時代を創造していくためにも、これを一層充実していかなければならない。

このような認識に基づき、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、県民の「知る権利」を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を果たすため、情報公開制度の一層の整備を進め、もって地方自治の本旨に即した県政の推進と県民生活の向上に寄与することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業及び病院事業の管理者並びに公立大学法人兵庫県立大学（以下「兵庫県立大学」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（兵庫県立大学の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの

(2) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

（実施機関の責務）

第2条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。

2 実施機関は、県民が必要とする情報を迅速に提供する等その保有する情報を広く県民の利用に

供するよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(請求権者の責務)

第3条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即して、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第4条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第5条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

2 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供するものとする。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができない情報

(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務若しくは事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は警察官その他の公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）（以下「警察官等」という。）の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であつて、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分公開）

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分について当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に規定する情報に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関して必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定（以下「非公開決定」という。）をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による公文書の一部を公開する旨の決定又は非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 公開決定及び非公開決定（以下これらを「公開決定等」という。）は、公開請求があつた日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、公

開請求があった日から起算して60日（第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次条において同じ。）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により請求者に通知しなければならない。

- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関が公開決定等をしないときは、請求者は、非公開決定があったものとみなすことができる。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

- 2 請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 第1項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの公文書について公開決定等をしないときは、請求者は、当該残りの公文書について非公開決定があったものとみなすことができる。

（事案の移送）

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をしようとする実施機関は、あらかじめ、請求者の意見を聴かななければならない。

- 2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。

- 4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開決定をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

- 5 第1項の規定は、公開請求に係る公文書が兵庫県議会事務局の職員により作成されたものであるときその他兵庫県議会議長において公開決定等に相当する決定を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。この場合において、兵庫県議会議長に対し事案が移送されたときは、公開請求のあった日に、兵庫県議会議長に対し、兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）の規定に基づく公文書の公開請求があったものとみなす。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 実施機関は、公開決定等を行う場合において、公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外のもの（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他実施機関の規則（告示その他の規程を含む。以下同じ。）で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、公開決定を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号の第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の

所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開の実施をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開の実施をする日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真にあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあつてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法）による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

- 2 公開決定に基づき公文書の公開を受けるものは、実施機関の規則で定めるところにより、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。

- 3 前項の規定による申出は、第10条第1項の規定による通知があつた日から起算して30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の制度との調整等）

第16条 実施機関は、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第3章 審査請求

第1節 諮問等

（兵庫県立大学に対する審査請求）

第16条の2 兵庫県立大学がした公開決定等（第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があつたものとみなされる場合を含む。次条及び第17条第1項において同じ。）又は兵庫県立大学に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、兵庫県立大学に対し、審査請求をすることができる。

（行政不服審査法の適用除外）

第16条の3 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審議会への諮問）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該諮問に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（裁決）

第19条 諮問庁は、審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 審議会の調査審議の手續

（審議会の調査権限）

第20条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諮問庁は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関して、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めるとその他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第21条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第22条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手續）

第23条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第20条第1項の規定により提示された公文書について閲覧（当該公文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる

行為)をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第21条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出された意見書等の閲覧又は交付)

第24条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、これらに準ずる行為として実施機関の規則で定める行為)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した者の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧又は交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第25条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)

第26条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(秘密を守る義務)

第27条 審議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する施策の充実)

第28条 県は、第2章に定める公文書の公開のほか、県政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に関する施策の充実に努めなければならない。

(県民の求めに応じた情報の提供)

第29条 実施機関は、県民が必要とする情報を的確に把握し、積極的に収集するとともに、県民の利用しやすいように整理するものとする。

2 実施機関は、その保有する情報を広く県民の利用に供するため、情報の所在の周知を図るとともに、県民の求めに応じて正確で分かりやすい情報を迅速に提供するものとする。

(広報活動の充実)

第30条 実施機関は、県政の重要な施策の内容、経過等に関する情報を各種の広報媒体を活用して県民に積極的に提供する等広報活動の充実に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第31条 県が資本金の出資その他財政支出等をしている法人(兵庫県立大学を除く。)であって県の実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨並びに当該出資法人等の性格及び業務内容に鑑み、当該出資法人等の保有する情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県の実施機関は、出資法人等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第31条の2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、県が設置する公の施設の管理を行う指定管理者について準用する。この場合において、前条第1項中「保有する情報」とあるのは、「保有する情報(当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(制度の適正な運営等)

第32条 実施機関は、情報公開制度の適正な運営及び改善に努めなければならない。

2 実施機関は、情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項については、審議会の意見を聴くものとする。

(公文書の管理)

第33条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、当該実施機関の規則で公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する事項その他の公文書の管理に関して必要な事項について定めるものとする。

(公文書の検索資料の作成等)

第34条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(費用の負担)

第35条 次の各号に掲げる写しの交付を受けるものは、それぞれ当該写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

(1) 公開請求をして、公文書の写しの交付を受けるもの

(2) 第24条第1項の意見書又は資料の写しの交付を受けるもの

(運用状況の公表)

第36条 知事は、毎年度、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求め、これを取りまとめて、その概要を公表するものとする。

(適用除外)

第37条 刑事事件に係る訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(補則)

第38条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関の規則で定める。

(罰則)

第39条 第27条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項の規定（公安委員会及び警察本部長に関する部分に限る。）は兵庫県規則で定める日から、第13条第5項の規定は兵庫県議会情報公開条例の施行の日から、第31条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において兵庫県規則で定める日から施行する。

(公文書の公開等に関する条例の廃止)

2 公文書の公開等に関する条例（昭和61年兵庫県条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定によりなされている公開の請求は、この条例第4条の規定によりなされた公開請求とみなす。

4 この条例の施行の際現になされている旧条例第12条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第17条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(附属機関設置条例の一部改正)

6 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表公文書公開審査会の項を次のように改める。

情報公開審査会	情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）による不服申立て並びに情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項の調査審議に関する事務
---------	--

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第44号の2を次のように改める。

(44)の2 情報公開審査会

別表第1公文書公開審査会の項及び別表第2公文書公開審査会の委員の項中「公文書公開審査会」を「情報公開審査会」に改める。

附 則（平成13年12月20日条例第46号）

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 施行日前に前項の規定による改正前の情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で施行日以後同項の規定による改正後の情報公開条例（以下「改正後の情報公開条例」という。）第1条第1項に規定する病院事業の管理者（以下この項及び次項において「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の情報公開条例の規定より管理者がした処分その他の行為とみなす。

- 11 施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の情報公開条例の規定により管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第62号抄）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の情報公開条例第6条及び第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求（同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月24日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月19日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。（後略）

（個人情報の保護に関する条例及び情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧審議会等の委員であった者がこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

附 則（平成25年3月22日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 18 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の情報公開条例(次項において「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で施行日以後大学法人が処理することとなる事務に係るものについては、前項の規定による改正後の情報公開条例(次項において「改正後の情報公開条例」という。)の規定により大学法人がした処分その他の行為とみなす。
- 19 施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後大学法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の情報公開条例の規定により大学法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附則(平成28年3月22日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の情報公開条例第3章の規定は、施行日以後にされた公開決定等(情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。)又は施行日以後にされた公開請求(同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。)に係る不作為について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為については、なお従前の例による。